

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年1月23日(2020.1.23)

【公表番号】特表2018-519084(P2018-519084A)

【公表日】平成30年7月19日(2018.7.19)

【年通号数】公開・登録公報2018-027

【出願番号】特願2017-567415(P2017-567415)

【国際特許分類】

A 6 1 M 16/16 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 16/16 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月6日(2019.12.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

気道内圧補助システム用の加湿器であって、

基部と、

前記基部から延在し、前記基部の第1の側部から延在する第1の側壁及び前記基部の第2の側部から延在する第2の側壁を含む、幾つかの側壁と、

前記基部の反対側、且つ、前記第1の側壁と前記第2の側壁との間に設けられている最上壁と、

前記加湿器上又は内に設けられている複数の支持構造体と、
を含み、

前記基部、前記幾つかの側壁及び前記最上壁は、エラストマー材料でできており、液体を受け取り保持する内部チャンバを少なくとも部分的に画定し、

前記複数の支持構造体は、複数のリブ部材を含み、各支持構造体は、前記第1の側壁、前記最上壁及び前記第2の側壁に沿って、前記基部の前記第1の側部から前記基部の前記第2の側部に延在し、

前記加湿器は、初めの拡張した状態において、圧縮力が前記最上壁に加えられると、前記初めの拡張した状態からつぶされた状態につぶされ、前記圧縮力が取り除かれると、前記初めの拡張した状態に自動的に戻り、前記複数のリブ部材は、第1のリブ部材及び第2のリブ部材を含み、前記第1のリブ部材と前記第2のリブ部材とは、前記最上壁の中央部分で十字交差する、加湿器。

【請求項2】

各リブ部材は、金属ばね部材又はプラスチックばね部材である、請求項1に記載の加湿器。

【請求項3】

入口連結器と、出口連結器と、を更に含み、前記入口連結器及び前記出口連結器は、前記内部チャンバへの流体アクセスを提供する、請求項1に記載の加湿器。

【請求項4】

前記入口連結器及び前記出口連結器は、前記最上壁上に設けられている、請求項3に記載の加湿器。

【請求項5】

前記基部は、加熱プレートを取り外し可能に受けるポケットを含む、請求項1に記載の加湿器。

【請求項6】

前記ポケットは、前記加湿器の底部表面内に設けられ、前記底部表面からアクセス可能である、請求項5に記載の加湿器。

【請求項7】

前記エラストマー材料は、シリコーンである、請求項1に記載の加湿器。

【請求項8】

前記エラストマー材料は、20～80ショアAの硬度を有する、請求項1に記載の加湿器。

【請求項9】

請求項1に記載の加湿器を含む、患者に呼吸ガスを供給する圧補助システム。